



# 鬼ノ城ゴルフ倶楽部

## 会 則

平成 18 年 3 月 1 日現在

岡山リゾート開発株式会社

## 第一章 総則

### 第1条 (名 称)

本倶楽部は鬼ノ城ゴルフ倶楽部（以下倶楽部という）と称する。

### 第2条 (目 的)

本倶楽部は岡山リゾート開発株式会社（以下会社という）が経営管理する岡山県総社市奥坂地内に所在するゴルフ場（以下ゴルフ場という）およびその付帯施設を利用し、会員相互の親睦、体力の増進ならびに技術の向上をはかるとともに明朗健全な社交機関となることを目的とする。

### 第3条 (事務所)

本倶楽部の事務所は前条ゴルフ場のクラブハウス内に置く。

## 第二章 会員

### 第4条 (会 員)

本倶楽部の会員は、本会則に従い会員資格を取得した個人または法人のことをいう。

また、本倶楽部のステータス等を内外に誇示し本倶楽部の象徴的な存在になりうるものを、理事の推薦により理事会の承認を得て特別会員とすることができる。

### 第5条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 会社が別に定めた年会費および利用料等を会社に支払うこと。
- (2) 本会則、諸規定および理事会の決議事項を遵守すること。
- (3) 会社または理事会が決定した公式競技、プロ競技会等に協力すること。
- (4) 会員名義を他に貸与したり他人に自己の名称を使用させたりしないこと。
- (5) 同伴または紹介したビジターの行為について責任を持つこと。
- (6) 本倶楽部の秩序を乱し名誉を傷つけるような行為をしないこと。
- (7) ゴルフファーとしてマナーとエチケットを遵守すること。

### 第6条 (会員の権利)

会員は次の権利を有する。

- (1) 会社が定めたゴルフ場の休場日を除く営業日の開場時間内に、本会則、その諸規則に従って、本ゴルフ場および付帯施設を利用すること。
- (2) ゲストを同伴または紹介すること。
- (3) 本倶楽部主催の競技会またはその他の行事に参加すること。
- (4) 本倶楽部の公式ハンディキャップの認定をうけること。
- (5) 本倶楽部が刊行する機関誌その他の資料の配付をうけること。

## 第三章 入会および退会

### 第7条 (入会手続)

本倶楽部に入会しようとする者は、会社に対し別に定める入会申込書を提出し、会社および理事会の承認を受けた後、会社に対し、入会金（会員資格保証金および入会登録料）を払い込まなければならない。入会金の金額は会社で別に定める。入会登録料は会員資格喪失の場合においてもこれを返還しない。

### 第8条 (会員資格の譲渡)

会員は会社および理事会の承認を得てその資格を第三者に譲渡することができる。ただし、第4条に定める特別会員は、その権利を譲渡できないものとする。

### 第9条 (会員資格譲渡の手続)

会員資格の譲渡により、本倶楽部の会員となるには、所定の入会申込書、会員資格保証書およびその他所定の書類を提出し、会社および理事会の承認を受けた後、会社において定める名義変更料を会社に納入しなければならない。名義変更料は、納入後、理由の如何を問わずこれを返還しない。

### 第10条 (会員資格譲渡手続の停止)

次の場合には会員資格の譲渡手続を停止する。

- (1) 年会費・諸料金その他の未納金がある場合。
- (2) 会社および理事会が期間を定めてその停止を決議した場合。

### 第11条 (相続の手続)

個人会員が死亡し、相続人間で選出された相続人1人が会社に対して、会員資格保証書およびその他必要書類を添えて会員資格継承の申出をしたときは、特別の理由のない限り、会社および理事会はこれを承認し、相続人たる会員は死亡した会員の権利義務を継承する。なお、会員資格を継承する相続人は別に定める名義変更料を会社に納入しなければならない。

### 第12条 (記名者変更の手続)

同一法人内の記名者を変更する場合は、法人代表者名で所定の手続きによる届出をし、会社および理事会の承認後に会社が定めた名義変更料を会社に納入するものとする。

### 第13条 (退 会)

会員が会員契約を終了させて退会しようとするときは、その旨を書面により申し出て、理事会の承認を得なければならない。

### 第14条 (会員資格の停止、除名)

会員に次の各号いずれかに該当する事由が生じたとき理事会の決議により会員の資格を一定期間停止もしくは除名することができる。

- (1) 本会則その他本倶楽部で定めた諸規定に違反したとき。
- (2) 本倶楽部の秩序を乱し名誉を傷つけたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又はその関係者であることが判明したとき。
- (4) 会社との契約において重大な違反をし、会社から要求があったとき。

(5) その他相当の理由があるとき。

#### 第15条(会員資格の喪失)

会員は次の事由が生じた時にその資格を失う。

- (1) 会員資格の譲渡
- (2) 退会
- (3) 除名
- (4) 死亡
- (5) 会員たる法人の解散
- (6) 特別会員について、特別会員として推挙した事由が消滅したと理事会が認めたとき

#### 第16条(休 会)

会員は次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、その旨を書面により申し出て、会社および理事会の承認を得ることにより、休会することができる。休会により会員資格は停止する。尚、休会事由の解消もしくは本人からの休会終了の申し出により、休会扱いは終了する。

- (1) 外国に移住、赴任もしくは出張等の理由により、長期間日本を離れるとき。
- (2) 病気その他身体の不都合によりプレイに支障があると医師が認めたとき。

### 第四章 会員総会

#### 第17条(会員総会)

会員総会は全正会員をもって構成する。特別会員は議決権を有しない。

#### 第18条(会員総会の開催)

会員総会はキャプテンが招集するものとし、2年に1回開催するほか、理事会が必要と認めて決議したとき、または、正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会員総会を開催する。

#### 第19条(会員総会の議長)

会員総会の議長はキャプテンがこれを務める。

#### 第20条(会員総会の決議)

会員総会は、委任状に基づく代理出席を含めて議決権のある会員の3分の1以上が出席し、代理出席を含めて議決権のある出席会員の過半数をもって決議する。正会員の有する議決権は個人・法人とも1会員1議決とする。なお、上記代理人資格は、議決権を有する会員に限るものとする。

#### 第21条(会員総会の決議事項)

会員総会は次の各号の事項を決議する。

- (1) キャプテンの選任
- (2) 会員側理事の選任
- (3) 理事会より付議された事項

### 第五章 役員および理事会

#### 第22条(役 員)

本倶楽部に次の役員を置く。

理 事 長 1名  
常務理事 2名

理 事 7名以上

ただし、理事会が必要と認めたときは名誉理事長、および顧問を置くことができる。倶楽部に会員の代表としてキャプテンを置くキャプテンは理事会が推薦し会員総会の議決を受けて理事長が任命するものとする。キャプテンは理事会との関係はオブザーバーとし、理事官の議決権は有しない。

#### 第23条(理事会の構成)

理事会は、会員総会で選任された会員側理事と会社が推薦する理事若干名を加えて構成する。尚、理事会の構成員の過半数は会員とする。

#### 第24条(理事長)

理事長は原則、会社の代表取締役が就任する。但し、会社の代表取締役が他の者を指名した場合には、その者が就任することができる。

#### 第25条(常務理事)

常務理事は、会員総会で選任された理事の中から1名、会社が推薦する理事の1名を、理事会にて協議して定める。定まらないときは互選による。

#### 第26条(役員の任期)

役員はすべて名誉職とし任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。なお任期満了もしくは辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは引き続きその職務を行う。補欠または増員により就任した役員の任期は他の役員の任期の残存期間と同一とする。

#### 第27条(役員の職分)

理事長は本倶楽部を代表し、理事会の議長となる。常任理事は理事長を補佐し理事長に支障あるときはその職務を代行する。また、理事が各委員会委員長を兼務し、委員会を統括する。各委員会の委員長については、理事会にて協議して定める。

#### 第28条(理事会の開催、決議)

理事会は、理事長が必要に応じてこれを招集する。ただし、理事3名以上から会議の目的を示して請求があったときには理事会を開催しなければならない。理事会は3分の2以上の理事の出席により成立する。理事会の決議は全員一致を原則とする。やむを得ないときは出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

#### 第29条(理事会の決議事項)

理事会は次の事項を決議または承認する。

- (1) 倶楽部運営に関する基本的事項ならびに諸規則の制定、改廃
- (2) 会社から諮問を受けた事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) その他本倶楽部の運営に必要と認められる事項

### 第六章 委員会

#### 第30条(委員会)

理事会の諮問機関として次の委員会を置く。

- (1) 競技委員会  
競技およびルールに関する事項
- (2) ハンディキャップ委員会  
会員のハンディキャップの決定および変更に関する事項
- (3) コース委員会  
コースの維持管理変更に関する事項
- (4) CS 委員会  
キャディの教育運用に関する事項
- (5) 総務委員会  
運営全般に亘る諸事項および他の委員会に属しない事項
- (6) 特別委員会  
理事会は、倶楽部運営上必要があるときは、特別に委員会を設置することができる。

成立する。また、天災地変その他不可抗力の自体が発生した場合には理事会の決議により本倶楽部を解散することができる。

本会則は平成2年3月1日より施行する。  
平成12年3月26日改定  
平成18年3月 1日改定

### 第31条（委員会の構成）

各委員会は委員長1名、副委員長1名委員若干名で構成する。各委員については理事会が会員の中から委嘱する。各委員は特別委員を除き委員を兼任することができない。

### 第32条（委員会）

委員はすべて名誉職とし任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。なお任期満了もしくは辞任により退任した委員は、後任者就任までは引き続きその職務を行う。補欠または増員により就任した委員の任期は他の委員の任期の残存期間と同一とする。ただし特別委員会の委員の任期は特別委員会の設置目的任務の完了を確認後、理事会が定める。

### 第33条（委員長、副委員長の職分）

委員会は各委員長が召集し議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代行する。

### 第34条（委員会の決議）

委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、出席委員の過半数で議事を決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。各委員会の決議事項は理事会の承認を得て効力を生ずる。

### 第35条（議事録の作成）

本倶楽部に事務局を置き事務局長には会社側の常務理事をあてる。理事会および各委員会の議事録は事務局において作成し保管する。議事録の確認は理事会においては理事長ならびに常務理事とし委員会においては委員長とする。

## 第七章 会計

### 第36条（会計）

本倶楽部の収入はすべて会社に帰属し、また支出はすべて会社が負担する。

## 第八章 解散

### 第37条（倶楽部の解散）

本倶楽部の解散は、正会員の3分の2の賛成をもって